

1

情報等

平成 24 年度 問題 54 改

A

個人情報保護法*に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 個人情報取扱事業者が、5000 人分を超える個人情報を漏えいした場合は過料に処せられるが、5000 人分以下の個人情報を漏えいした場合には過料に処せられることはない。
- 2 個人情報取扱事業者は、個人情報を漏えいする事故を起こした場合には、その漏えいした個人情報の質や量の多寡にかかわらず、できるだけ速やかに個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 3 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱った場合に、当該行為について発せられた個人情報保護委員会の命令に違反したときは、処罰の対象になる。
- 4 個人情報取扱事業者である法人の従業者が、当該法人の業務における個人情報の取扱いに関して個人情報保護委員会に虚偽報告をした場合、当該従業者個人が罰せられることはあっても、当該法人が罰せられることはない。
- 5 民間部門における個人情報の違法な取扱いに対する制裁は、この法律で設置された自主規制団体に委ねられており、個人情報取扱事業者は、この法律の違反について関係団体等から除名等の制裁を受けることがある。

(注) * 個人情報の保護に関する法律

1 妥当でない

個人情報保護法 179 条は、「個人情報取扱事業者……若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等……を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定する。本肢のように「5000人分を超える」か否かによって区別をしていない。

2 妥当でない

個人情報取扱事業者は、その取り扱う「個人データ」の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない（個人情報保護法 26 条 1 項本文）。

3 妥当である

個人情報保護法 18 条 1 項は、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と規定する。この規定に違反したときは、当該行為について個人情報保護委員会の命令が発せられることがあり、この命令に違反したときは、処罰の対象となる（個人情報保護法 145 条 1 項、2 項、173 条）。

4 妥当でない

個人情報取扱事業者である法人の従業者が、当該法人の業務における個人情報の取扱いに関して主務大臣に虚偽報告をした場合、当該従業者個人が罰せられるほか（個人情報保護法 143 条 1 項、177 条 1 号）、当該法人が罰せられることがある（個人情報保護法 179 条 1 項 2 号）。

5 妥当でない

個人情報保護法上、本肢のような規定はない。なお、個人情報保護法には、個人情報の違法な取扱いに対する制裁が規定されている（個人情報保護法 171 条以下）。

2

情報等

平成 25 年度 問題 56

A

個人情報保護法*において、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を得る必要がある場合はどれか。

- 1 弁護士会からの照会に応じて個人データを提供する場合
- 2 交通事故によって意識不明の者の個人情報を病院に伝える場合
- 3 児童虐待を受けたと思われる児童に関する情報を福祉事務所等に連絡する場合
- 4 顧客の住所、氏名を自社の取引先に提供する場合
- 5 医療の安全性向上のために医療事故について国に情報提供する場合

(注) * 個人情報の保護に関する法律

個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報保護法 27 条 1 項柱書）。しかし、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ本人の同意を得る必要はない（同項各号）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- ⑥ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- ⑦ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

1 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

弁護士会からの照会は、弁護士法 23 条の 2 に基づくものであるから、上記①に該当する。

2 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記②に該当する。

3 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記③に該当する。

4 あらかじめ本人の同意を得る必要がある

上記①～⑦のいずれにも該当しないことから、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

5 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記④に該当する。